

( 広 ) 第 3 7 号  
平成 1 3 年 4 月 1 日

本 部 各 部 課 長 殿  
各 警 察 署 長

項目コード	A 0 3 0 2
保存期間	長 期
廃業年月日	
担当係	広 聴 係

三 重 県 警 察 本 部 長

積極的な広聴広報活動の推進について（例規通達）

このたび、三重県において「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」（以下「要綱」という。）及び「県民の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」（以下「指針」という。）が制定され、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行されることとなったところであるが、県警察においても同施策に参画の上、積極的な広聴広報活動を推進することとしたので誤りのないようにされたい。

記

- 1 要綱及びその運用方針  
別添 1 のとおり
- 2 指針及びその運用方針  
別添 2 のとおり
- 3 事務手続

要綱及び指針の運用に関する事務手続については、別に定める。

## 別添 1

### 三重県の情報提供施策の推進に関する要綱

#### 1 目的

この要綱は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）第 41 条及び第 42 条の規定に基づき、県の保有する情報を県民が積極的に利用することのできる制度を定めることにより、条例に基づく開示請求によることなく県の保有する情報を県民に公表し、県と県民が情報を共有することで、県民の県政への参加を促進するとともに、県政の運営において県と県民との協働を推進することを目的とする。

#### 2 定義

- (1) 公表義務情報とは、県の保有する情報であって県民に提供しなければならない情報をいう。
- (2) 公表推進情報とは、県の保有する情報であって県民への情報提供を特に推進すべき情報をいう。

#### 3 公表義務情報

公表義務情報は、以下に掲げるものとする。

- (1) 生活創造圏域又はそれを超える地域の県民に影響を及ぼす県の長期（総合）計画及び基本計画等（目標年次の設定がないもの及び目標年次を策定の日から 1 年を超える将来に設定しているものに限る。）で別表 1 に掲げるもの並びにこれについての中間まとめ、策定スケジュール及び達成状況・進捗状況

ただし、本要綱施行の日において策定済みの計画等については、中間まとめ及び策定スケジュールを除く。

- (2) 県の重要施策にかかる会議（別表 2）の決定事項
- (3) 事務事業の評価に関する情報
- (4) 予算見積書（知事査定後）に関する情報
- (5) 審議会等附属機関及びこれに類するものの会議資料（会議を非公開で開催する場合を除く。）及び会議録又は会議結果の概要

#### 4 公表推進情報

県は、3 に定める公表義務情報のほか、県民への情報提供を特に推進すべき情報を公表推進情報とし、積極的な情報提供に努めるものとする。

#### 5 情報の提供

- (1) 県は、多様な媒体と手法により、県民が利用しやすい情報提供施策を推進するとともに、情報格差に配慮した情報提供に努めるものとする。

#### (2) 情報提供の方法

ア 県は、公表義務情報及び公表推進情報について、以下の方法により公表しなければならない。

#### 情報公開総合窓口での閲覧

県のホームページに掲載（情報のすべてをホームページに掲載することが困難な場合は、要約版・概要版でも可とする。その際には、詳細情報の入手先を明示する必要がある。）

イ 県は、公表義務情報及び公表推進情報について、以下の方法により公表するよう努めるものとする。

報道機関への情報提供を通じた、テレビ、新聞による公表

県の発行する広報誌への掲載

その他適当であると認める方法

#### 6 情報提供推進委員会

- (1) 県は、情報提供に関する施策を推進するため、情報提供推進委員会を設置するものとする。
- (2) 情報提供推進委員会は、県が行う情報提供の実施状況について、県（公安委員会及び警察本部長を除く。）に対して報告を求めることができる。
- (3) 情報提供推進委員会は、前項による報告に基づき、県が実施する情報提供施策について、県（公安委員会及び警察本部長を除く。）に対して提言することができる。
- (4) 情報提供推進委員会は、情報提供施策の推進について調査又は研究を行うことができる。
- (5) 情報提供推進委員会は、県が実施する情報の公表及び情報の提供について県民から意見を聴くことができる。

#### 7 その他

その他この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

## 別表1

### 県の長期（総合）計画及び基本計画等（3(1)関係）

総合企画局	新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」/新しい総合計画第二次実施計画/伊勢湾再生ビジョン/三重県新エネルギービジョン/バリアフリー社会づくり戦略プラン（仮称）/三重県科学技術振興ビジョン
生活部	同和対策総合計画/男女共同参画推進プラン/文化振興ビジョン/国際化推進プラン/歴史街道構想/人権施策基本方針/青少年健全育成ビジョン
健康福祉部	三重県保健医療計画/三重の健康づくり総合計画(ヘルシーピープルみえ21)/第2次高齢者保健福祉計画/介護保険事業支援計画/障害者対策の今後の方向(第2次長期行動計画)/三重県薬事工業技術基盤整備事業基礎調査
環境部	三重県環境基本計画/三重県廃棄物処理計画/三重県地球温暖化対策推進計画/生活排水処理施設整備計画/水道整備基本構想/鳥獣保護事業計画/地域森林計画
農林水産商工部	協同農業普及事業の実施にかかる方針/農業改良普及活動計画基本構想/三重県農林水産振興基本計画/三重県果樹農業振興計画/三重県酪農・肉用牛生産近代化計画/三重県卸売市場整備計画/三重県飼料増産計画/伊勢湾地域マリノポリス基本計画/伊勢湾口地域新マリノバージョン地域基本計画/熊野灘地域新マリノバージョン地域基本計画/三重県栽培漁業基本計画/ビジターズ・インダストリー21構想/国際観光戦略等推進調査/三重県企業誘致基本計画
地域振興部	宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び実施計画/三重県国土利用計画/三重県土地利用基本計画
県土整備部	公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画/三重県建設CALS/EC整備基本構想/三重県建設CALS/ECアクションプログラム/道路整備10ヵ年戦略/三重県景観形成指針/三重県住宅マスタープラン
県民局	生活創造圏づくりビジョン
企業庁	三重県企業庁長期総合計画
教育委員会	三重県教育振興ビジョン/同推進計画/三重県生涯学習基本計画（仮称）/斎宮跡総合計画（仮称）/県立高等学校再編活性化基本計画（仮称）/第3次三重県スポーツ振興計画/三重県人権教育基本方針/三重県同和教育基本方針

## 別表 2

### 県の重要施策にかかる会議（3(2)関係）

総合企画局	部長会議 三重県緊急経済対策本部 第二次実施計画策定会議
総務局	行政システム改革検討会議 マネジメント戦略会議 人事システム改革検討会議 財政会議
生活部	情報公開・個人情報保護制度推進委員会 三重県人権教育のための国連10年推進本部 三重県男女共同参画推進会議 三重県文化行政推進委員会 三重県青少年対策推進本部
環境部	環境保全推進会議
農林水産商工部	ビジターズ・インダストリー推進本部 三重県企業立地推進本部 三重県地産地消推進本部
地域振興部	三重県土地利用対策委員会 宮川流域ルネッサンス事業推進会議
県土整備部	三重県公共事業総合推進本部 三重県公共工事コスト縮減対策推進委員会 三重県入札・契約制度検討委員会
教育委員会	学校管理に関する代表者会議

## 三重県の情報提供施策の推進に関する要綱及び運用方針

### 1 目的

この要綱は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）第41条及び第42条の規定に基づき、県の保有する情報を県民が積極的に利用することができる制度を定めることにより、条例に基づく開示請求によることなく県の保有する情報を県民に公表し、県と県民が情報を共有することで、県民の県政への参加を促進するとともに、県政の運営において県と県民との協働を推進することを目的とする。

#### [運用方針]

本要綱は、条例第41条及び第42条の規定に基づき、情報提供施策の推進及び情報公表義務制度について定めるものであり、第42条2項に規定する制度を整備するため本要綱を制定する。

「県」とは、条例の実施機関となっている県の機関を指す。

### 2 定義

- (1) 公表義務情報とは、県の保有する情報であって県民に提供しなければならない情報をいう。
- (2) 公表推進情報とは、県の保有する情報であって県民への情報提供を特に推進すべき情報をいう。

### 3 公表義務情報

公表義務情報は、以下に掲げるものとする。

#### [運用方針]

条例第42条の規定に基づき、県が自ら公表義務として定める情報を列挙するものである。

なお、本要綱に基づき情報提供を実施する場合、その情報の全部又は一部が、条例上非開示が妥当と判断される場合は、その部分を対象外とする。

また、法令等の定めにより当該事務事業にかかる情報提供について別段の定めがある場合は、当該法令等による。（本要綱に基づく情報提供を妨げるものではない。）

- (1) 生活創造圏域又はそれを超える地域の県民に影響を及ぼす県の長期（総合）計画及び基本計画等（目標年次の設定がないもの及び目標年次を策定の日から1年を超える将来に設定しているものに限る。）で別表1に掲げるもの並びにこれについての中間まとめ、策定スケジュール及び達成状況・進捗状況

ただし、本要綱施行の日において策定済みの計画等については、中間まとめ及び策定スケジュールを除く。

#### [運用方針]

「三重のくにづくり宣言」をはじめ、各部局において策定する「基本計画」、「プラン」、「ビジョン」等、名称を問わず類似のものであって、目標年次の設定がないもの及び目標年次を策定の日から1年を超える将来に設定している計画等を対象とし、具体的には別表1に掲げるものである。特定地域における個別の計画等は対象外とするが、県下全域に及ぶものはもちろん、概ね、「桑名・員弁」「四日市」「鈴鹿・亀山」「伊賀」「津・久居」「松阪・紀勢」「伊勢志摩」「尾鷲」「熊野」の9つの生活創造圏以上の地域を対象とする計画等を対象とする。

なお、策定済みのものであって今後見直しを行うもの、見直しは行わないが目標としている時点が現時点より将来のもの、今後策定を進めるものについても、できる限り対象とする。

「中間まとめ」としたのは、意思形成過程における住民参加を促進することを目的としたものである。

なお、中間まとめを策定しない場合であってもできる限り中間段階の案を作成し、公表するよう努めるものとする。

「策定スケジュール」としたのは、県が計画等を策定しようとすることを決定する段階からその事実を公表することにより、住民参加を促すことを目的としたものである。スケジュールを事前に公表することにより、県民が実際にいつの段階で意見を述べるができるのかをあらかじめ知らせることが可能となる。

また、定められた計画等については、目標年次、目標等が明示されている場合が一般的である。最終目標年次の達成状況はもちろんであるが、一定年次毎の進捗状況についても定期的に公表する必要がある。

#### (2) 県の重要施策にかかる会議（別表2）の決定事項

#### [運用方針]

県の重要施策の推進については、その全てについて県民に公開されている審議会等の場で議論されているわけではない。ここでいう「会議」とは、県民には公開されていない県機関内部のものを指し、具体的には、別表2に掲げるものである。

なお、本要綱施行以降、新たに設置される会議等についてもできる限り対象とするよう、必要に応じて追加する。

行政内部の会議であるので、会議そのものの公開には必ずしもなじまないと考えられるが、少なくとも決定事項については何らかの形で公表される必要がある。

### (3) 事務事業の評価に関する情報

#### [運用方針]

「事務事業目的評価表」の公表を想定している。

### (4) 予算見積書（知事査定後）に関する情報

#### [運用方針]

現在実施している予算見積書の公表を想定している。

### (5) 審議会等附属機関及びこれに類するものの会議資料（会議を非公開で開催する場合を除く。）及び会議録又は会議結果の概要

#### [運用方針]

審議会等会議の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき運用を実施しているところであるが、改めて規定したものである。

## 4 公表推進情報

県は、3に定める公表義務情報のほか、県民への情報提供を特に推進すべき情報を公表推進情報とし、積極的な情報提供に努めるものとする。

#### [運用方針]

本項について他都県等の先行事例では、公表推進情報を列挙している例があるが、本要綱では、公表推進情報を県が一方的に規定するのではなく、県民のニーズを的確に把握する努力をし、また、6に定める情報提供推進委員会からの提言等を受け公表推進情報としていくなど、柔軟に対応する必要があるとの判断から、列挙しないこととした。

当面は各部局が主体的に提供重点情報を選定することになる。

## 5 情報の提供

(1) 県は、多様な媒体と手法により、県民が利用しやすい情報提供施策を推進するとともに、情報格差に配慮した情報提供に努めるものとする。

#### [運用方針]

県民が、県が実施している情報提供の項目等について、容易にわかるようにするため、各部局が公表した情報を情報公開室においてとりまとめ、提供している情報の一覧表を作成し、窓口で

の閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載する。(一覧表作成、公表の事務は情報公開室が担当する。)

情報提供に際しては、行政内部である程度検討された資料等をそのまま公表するだけでなく、場合によっては要約版を作成するなど、県民が容易に利用できる情報提供に努める旨を定めたものである。

また、「情報格差」とは、インターネットへアクセスすることが困難な県民を指すのみでなく、外国語による情報提供、点字等による情報提供についても必要に応じて考慮すべきであることを想定している。

## (2) 情報提供の方法

ア 県は、公表義務情報及び公表推進情報について、以下の方法により公表しなければならない。

### 情報公開総合窓口での閲覧

県のホームページに掲載(情報のすべてをホームページに掲載することが困難な場合は、要約版・概要版でも可とする。その際には、詳細情報の入手先を明示する必要がある。)

イ 県は、公表義務情報及び公表推進情報について、以下の方法により公表するよう努めるものとする。

報道機関への情報提供を通じた、テレビ、新聞による公表

県の発行する広報誌への掲載

その他適当であると認める方法

## [運用方針]

公表義務情報及び公表推進情報の公表については、情報公開総合窓口での閲覧に供するとともに、インターネットによる情報提供推進の観点から県のホームページへの掲載については必須とし、その他適当と認められる方法により行うことを定めたものである。

なお、全ての情報をホームページに掲載することが困難な場合は、要約版等を作成し掲載することができることとする。

公表義務情報及び公表推進情報そのものを公表するとともに、場合によっては関連資料等をあわせて公表する必要がある。全ての関連資料等を同時に公表することが分量が多く困難である等の場合には、関連資料の閲覧場所等を明示すればよい。

なお、有償刊行物により情報提供が別途実施される場合、本要綱に基づく情報提供については、その要旨のみでも可とする。

## 6 情報提供推進委員会

(1) 県は、情報提供に関する施策を推進するため、情報提供推進委員会を設置するものとする。

#### [運用方針]

情報提供推進委員会は、県が行う情報提供施策に対するチェック機関であるとともに、県が実施する情報提供施策について提言等を行うことのできる第三者機関として設置する。学識経験者等から構成することを想定しているが、詳細については、別途定める。

なお、公安委員会(警察本部長)については、条例上附属機関である情報公開審査会に諮問ができないとしている規定との整合を図るうえで、当委員会への報告(2)、当委員会からの提言(3)については対象外とした。

また、議会については議決機関であるとの観点から、対象外とすることも考えられる。しかしながら、当委員会が任意的に報告を求めることができる、または、提言することができることまで否定する必要はなく、議会については対象とする。

(2) 情報提供推進委員会は、県が行う情報提供の実施状況について、県（公安委員会及び警察本部長を除く。）に対して報告を求めることができる。

(3) 情報提供推進委員会は、前項による報告に基づき、県が実施する情報提供施策について、県（公安委員会及び警察本部長を除く。）に対して提言することができる。

(4) 情報提供推進委員会は、情報提供施策の推進について調査または研究を行うことができる。

(5) 情報提供推進委員会は、県が実施する情報の公表及び情報の提供について県民から意見を聴くことができる。

#### [運用方針]

情報提供推進委員会は、必要に応じて、一般県民からの意見を聴取することができることとした。

#### 7 その他

その他この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

**附 則**

**この要綱は、平成13年4月1日から施行する。**

## 別表1

### 県の長期（総合）計画及び基本計画等（3(1)関係）

総合企画局	新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」/新しい総合計画第二次実施計画/伊勢湾再生ビジョン/三重県新エネルギービジョン/バリアフリー社会づくり戦略プラン（仮称）/三重県科学技術振興ビジョン
生活部	同和対策総合計画/男女共同参画推進プラン/文化振興ビジョン/国際化推進プラン/歴史街道構想/人権施策基本方針/青少年健全育成ビジョン
健康福祉部	三重県保健医療計画/三重の健康づくり総合計画(ヘルシーピープルみえ21)/第2次高齢者保健福祉計画/介護保険事業支援計画/障害者対策の今後の方向(第2次長期行動計画)/三重県薬事工業技術基盤整備事業基礎調査
環境部	三重県環境基本計画/三重県廃棄物処理計画/三重県地球温暖化対策推進計画/生活排水処理施設整備計画/水道整備基本構想/鳥獣保護事業計画/地域森林計画
農林水産商工部	協同農業普及事業の実施にかかる方針/農業改良普及活動計画基本構想/三重県農林水産振興基本計画/三重県果樹農業振興計画/三重県酪農・肉用牛生産近代化計画/三重県卸売市場整備計画/三重県飼料増産計画/伊勢湾地域マリノポリス基本計画/伊勢湾口地域新マリノバージョン地域基本計画/熊野灘地域新マリノバージョン地域基本計画/三重県栽培漁業基本計画/ビジターズ・インダストリー21構想/国際観光戦略等推進調査/三重県企業誘致基本計画
地域振興部	宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び実施計画/三重県国土利用計画/三重県土地利用基本計画
県土整備部	公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画/三重県建設CALS/EC整備基本構想/三重県建設CALS/ECアクションプログラム/道路整備10ヵ年戦略/三重県景観形成指針/三重県住宅マスタープラン
県民局	生活創造圏づくりビジョン
企業庁	三重県企業庁長期総合計画
教育委員会	三重県教育振興ビジョン/同推進計画/三重県生涯学習基本計画(仮称)/斎宮跡総合計画(仮称)/県立高等学校再編活性化基本計画(仮称)/第3次三重県スポーツ振興計画/三重県人権教育基本方針/三重県同和教育基本方針

## 別表 2

### 県の重要施策にかかる会議（3(2)関係）

総合企画局	部長会議 三重県緊急経済対策本部 第二次実施計画策定会議
総務局	行政システム改革検討会議 マネジメント戦略会議 人事システム改革検討会議 財政会議
生活部	情報公開・個人情報保護制度推進委員会 三重県人権教育のための国連10年推進本部 三重県男女共同参画推進会議 三重県文化行政推進委員会 三重県青少年対策推進本部
環境部	環境保全推進会議
農林水産商工部	ビズターズ・インダストリー推進本部 三重県企業立地推進本部 三重県地産地消推進本部
地域振興部	三重県土地利用対策委員会 宮川流域ルネッサンス事業推進会議
県土整備部	三重県公共事業総合推進本部 三重県公共工事コスト縮減対策推進委員会 三重県入札・契約制度検討委員会
教育委員会	学校管理に関する代表者会議

## 別添 2

### 県民の意見を行政に反映させる手続きに関する指針

#### 1 趣旨

この指針は、行政における意思形成過程において、広く県民に対しその生活に関連する計画、条例等の案（以下「案等」という。）を公表し、それに対する意見を考慮して意思決定を行うため、県民からの意見の提出手続きを定め、公正で民主的な県政を一層推進することを目的とする。

#### 2 対象

県は、広く県民に適用されるものであって次に掲げる案等を策定しようとするときは、本手続きを経るものとする。

なお、個別具体的な処分・計画は本手続きの対象外とする。

また、同様の手続きを経るものとして法令等に別段の定めがあるもの、審議会等の審議の過程で本手続きに準じた手続きを実施するもの、迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの等については本手続きによらないことができる。

- (1) 生活創造圏域又はそれを超える地域の県民に影響を及ぼす県の施策に関する基本的な計画の策定又は変更（目標年次の設定がないもの及び目標年次を策定の日から1年を超える将来に設定しているものに限る。）
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例及び制度の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) 生活創造圏域又はそれを超える地域の県民に影響を及ぼす県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更

#### 3 意見提出の手続き

##### (1) 公表時期

本手続きの対象となる計画等の策定をしようとするときは、なるべく早い段階で、最終的な意思決定を行う前に、案等を公表する。

##### (2) 公表資料

本手続きを実施するにあたっては、県民の理解に資するため、案等そのものに加えて、関連資料を公表する。

##### (3) 周知方法

本手続きを実施するにあたっては、次のような方法を活用し、積極的に周知を図る。

- ア インターネットホームページへの掲載
- イ 情報公開総合窓口への配架
- ウ 報道機関への資料提供
- エ 県政だより等に掲載

オ その他適当と考えられる方法

(4) 意見の募集期間

意見の募集期間については、意見の提出に必要とされる時間等を勘案し、1ヶ月程度を1つの目安として、案等の公表時に明示する。

(5) 意見の提出方法

意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、公聴会における意見の聴取その他適当と思われる方法とし、どの方法により実施するかについて、案等の公表時に明示する。

公聴会の開催により意見等を聴取する場合は、開催日時、公聴会において意見を述べようとするものの申し出の手続き等を定め、案等の公表時に明示する。

なお、公聴会の開催により意見を聴取する場合であっても、書面による意見の提出の申し出があった場合は、これを受け付けなければならない。

(6) 意見の処理

案等を公表した場合は、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する県の考え方を取りまとめ、提出された意見とあわせて公表する。

4 一覧の作成

知事は、本手続きを行っている案件の一覧表を作成し、ホームページに掲載するとともに、情報公開総合（案内）窓口に配架する。

附 則

この指針は、本指針施行の日以降において立案に着手するものについて適用する。

## 県民の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針

### 1 趣旨

この指針は、行政における意思形成過程において、広く県民に対しその生活に関連する計画、条例等の案（以下「案等」という。）を公表し、それに対する意見を考慮して意思決定を行うため、県民からの意見の提出手続きを定め、公正で民主的な県政を一層推進することを目的とする。

#### [運用方針]

本指針は、国（規制の制定・改廃を対象）やいくつかの自治体が既に導入している、いわゆる「パブリックコメント制度」を指す。

行政における意思形成過程において、県民からの意見を広く募集し、それを考慮して意思決定を行うための手続きを示したものであり、おおまかな流れは以下のとおりである。

県が、計画等の案を作成する。

県が案を公表し、県民の意見を募集する。

寄せられた意見を考慮して、県が意思決定を行う。

寄せられた意見に対する県の考え方を公表する。

「県民」とは、県内の事業者・個人を指す。県外在住者を含むことについては疑義が生じ得るが、県政の執行について影響を受ける者が県民に限定されないケースが想定され、県外在住者からの意見提出を求めないことを認め得る積極的な理由がない限り、これを拒否することはできないと考える。

### 2 対象

県は、広く県民に適用されるものであって次に掲げる案等を策定しようとするときは、本手続きを経るものとする。

なお、個別具体的な処分・計画は本手続きの対象外とする。

また、同様の手続きを経るものとして法令等に別段の定めがあるもの、審議会等の審議の過程で本手続きに準じた手続きを実施するもの、迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの等については本手続きによらないことができる。

#### [運用方針]

「県」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

「広く県民に適用される」とは、特定の者を対象としないことを意味し、個別具体的な処分・計

画は本手続きの対象ではない。

具体的な案件が、本手続きの対象であるか否かは、当該担当部局が本手続きの趣旨に基づいて判断し、また、その説明責任を負う。

本手続きを経て策定されるべき事項について、公聴会付議や事前の告示等の手続きが法令等で定められている場合、当該法令等に則した手続きを経ることとなるが、本手続きが定められた趣旨にかんがみ、その運用において法定手続きを補完する場合には、本手続きの全部又は一部をあわせて実施することを妨げるものではない。

「軽微なもの等」とは、制度の大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わないもの、法令等に基づき単に手続き的なもののみを定める規則等県の裁量の余地のないものであって、以下に掲げるものを含む。

- ・ 報告書のような事実認識や現状分析
- ・ 組織規則等のように行政内部のみに適用されるもの
- ・ 法令等に則して形式的な手続要件を定めるもの
- ・ 補助金交付要綱、貸付金貸付要綱のような事務手続にかかるもの
- ・ 管理運営規則等のように、施設・設備等の管理運営権に基づく権利の制限
- ・ 貸借、譲渡等、私法上の契約の手続を定める規定

(1) 生活創造圏域又はそれを超える地域の県民に影響を及ぼす県の施策に関する基本的な計画の策定又は変更（目標年次の設定がないもの及び目標年次を策定の日から1年を超える将来に設定しているものに限る。）

#### [運用方針]

「計画」とは県の長期計画及びその他重要な基本計画等であって、目標年次の設定がないもの及び目標年次を策定の日から1年を超える将来に設定している計画等を対象とする。また、事業の性質等に応じて実施計画等について実施することも妨げない。特定地域における個別の計画等は対象外とするが、県下全域に及ぶものはもちろん、概ね、「桑名・員弁」「四日市」「鈴鹿・亀山」「伊賀」「津・久居」「松阪・紀勢」「伊勢志摩」「尾鷲」「熊野」の9つの生活創造圏以上の地域を対象とする計画等を対象とする。

(2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例及び制度の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

#### [運用方針]

「条例」とは、必ずしも条例案そのものを指すのではなく、条例制定(改正)についての基本的な方向性・考え方を事前に県民に公表し、意見を求める。

「制度」とは、規則・要綱・告示並びに行政手続条例上の審査基準・処分基準・複数の者を対象とする行政指導に共通して内容となるべき事項を含む（ただし、公にしない審査基準等は除く）。

地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関しては、地方自治法74条により、直接請求の対象としていないことから、本手続きの対象から除外する。ただし、制度の仕組みや基本的な方向を定める場合に、あらかじめ県民の意見を把握・反映する必要があると認められるときは、本手続きに準じて取り扱うことが望ましい。

**(3) 生活創造圏域又はそれを超える地域の県民に影響を及ぼす県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更**

**[運用方針]**

「施設」とは、県民が一定の目的を持って利用するものであって、生活創造圏以上の地域内におけるセンター的機能を有するスポーツ施設、文化施設等を指す。具体的には、既設のものではあるが、総合文化センター、人権センター等を指し、将来これに類する施設を建設する場合に本手続きを実施することを想定している。特定地域における施設の建設は対象外とするが、県下全域に及ぶものはもちろん、概ね、「桑名・員弁」「四日市」「鈴鹿・亀山」「伊賀」「津・久居」「松阪・紀勢」「伊勢志摩」「尾鷲」「熊野」の9つの生活創造圏以上の地域を対象とする施設を対象とする。

なお、道路、港湾、河川等の整備にかかる個別具体的な事業については原則として対象外とするが、これらの計画の基本的な考え方が生活創造圏全体あるいは県下全域に及ぶような場合は、その部分について（1）に掲げる「基本的な計画」として実施することもあり得る。

**3 意見提出の手続き**

**(1) 公表時期**

本手続きの対象となる計画等の策定をしようとするときは、なるべく早い段階で、最終的な意思決定を行う前に、案等を公表する。

**[運用方針]**

公表する案等は、作成された案そのものに限らず、その内容を明確に示すもので差し支えない。また、事案に応じ、いくつかの代替案を同時に示すことが有効であるときは、そのような方法でも差し支えない。

本手続きは、最終的な意思決定を行う前に一度は実施することを定めているが、事案に応じ、複数回実施することが適当な場合はその都度行うとともに、その旨を事前に周知するよう努める。

なお、案等の公表は、当該事務事業の担当部局が行う。

## (2) 公表資料

本手続きを実施するにあたっては、県民の理解に資するため、案等そのものに加えて、関連資料を公表する。

### [運用方針]

関連資料については、関心をもつ一般の県民が入手できるようにする必要があり、関連資料自体がさまざまな方法によって広く周知されることが望ましい。

なお、関連資料の具体的な事例として、以下のものが想定される。

- ・当該案等を作成した趣旨・目的・背景
- ・当該案等に関連する資料（根拠法令、当該規制の制定又は改廃、当該計画及び当該事業の実施によって生じるとされる影響の程度・範囲等）
- ・県政における当該案等の位置付け等

## (3) 周知方法

本手続きを実施するにあたっては、次のような方法を活用し、積極的に周知を図る。

- ア インターネットホームページへの掲載
- イ 情報公開総合窓口への配架
- ウ 報道機関への資料提供
- エ 県政だより等に掲載
- オ その他適当と考えられる方法

### [運用方針]

周知の方法は、上記に掲げる方法のうち、最も有効であると思われる方法を、一つあるいは複数の方法を組み合わせる。

なお、本手続きを実施している一覧表を作成・配架する必要があることから、情報公開総合窓口には必ず配架するものとする。

## (4) 意見の募集期間

意見の募集期間については、意見の提出に必要とされる時間等を勘案し、1ヶ月程度を1つの目安として、案等の公表時に明示する。

### [運用方針]

意見の募集期間は、国の例にならい、1ヶ月程度を目安とするが、担当部局が適宜適当と判断する期間を定める。その際には、県民への周知に要する期間等も勘案し、極端に短い期間を設定することのないよう注意することが必要である。

#### (5) 意見の提出方法

意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、公聴会における意見の聴取その他適当と思われる方法とし、どの方法により実施するかについて、案等の公表時に明示する。

公聴会の開催により意見等を聴取する場合は、開催日時、公聴会において意見を述べようとするものの申し出の手続き等を定め、案等の公表時に明示する。

なお、公聴会の開催により意見を聴取する場合であっても、書面による意見の提出の申し出があった場合は、これを受け付けなければならない。

#### [運用方針]

意見の提出方法としては、意見の明確な把握のためにも記録を残すことのできる方法によることとし、口頭、電話によるものは除外するが、表明された意見を文書化し、郵便等の方法による場合と同様の取扱いが可能であれば、否定するものではない。

公聴会による場合は、表明された意見を、各部局において文書化する。

#### (6) 意見の処理

案等を公表した場合は、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する県の考え方を取りまとめ、提出された意見とあわせて公表する。

#### [運用方針]

公表は原則として、意思表示の時点までに行う。なお、意思表示の時点において、公表された案等からの修正点を明らかにする。提出された意見を採用しなかった場合もその理由を明示し、同時に公表する。

県民からの意見及びこれに対する県の考え方は、適宜整理して公表することが望ましい。(提出された意見の個々に対して応える必要はなく、同種の意見が複数ある場合は、まとめて対応することができる。)

なお、その場合、提出された意見については、情報公開窓口における閲覧等の方法により、一定期間公にしておく。したがって、意見募集の時点で、意見等の内容が公表される予定であることについては、事前に周知し、理解を求める必要がある。ただし、提出された意見で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公にしないことができる。

なお、案等の公表に際して、意見を提出した個人又は法人の氏名・名称その他の属性に関する情報を公にすることが予定されていることを明示している場合はその限りではない。

なお、公表方法については、案等の公表方法に準ずる。

#### 4 一覧の作成

知事は、本手続きを行っている案件の一覧表を作成し、ホームページに掲載するとともに、情報公開総合（案内）窓口に配架する。

#### [運用方針]

案件の一覧には、少なくとも次の事項を掲げる。

- ・ 案件名
- ・ 公表日、意見締切日
- ・ 関連資料の入手方法
- ・ 問い合わせ先

#### 附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行し、本指針施行の日以降において立案に着手するものについて適用する。

#### [運用方針]

本手続きの適用開始時に、既に立案の途中にあるものについては、対象外とするが、可能な限り本手続きに準じた手続きを経ることとする。